

令和7年度 マッセ市民セミナー「広げたい」質問票

内容	回答日	回答場所	回答者	回答
<p>・市民後見人養成講座は誰によって行われるのか。(認知症キャラバンメイトだと講座)を受けた人が、講師の役割を兼任しているが、市民後見人には講師になるような役割があるのか。</p>		HP		<p>・養成講座の開催・運営は、事業に取り組む市町村が大阪府社会福祉協議会に委託し、大阪府社会福祉協議会(権利擁護推進室)が行っています。市民後見人が、受任活動の経験を報告していただくことは、今回のようなセミナーだけでなく、地域における研修会でもしていただいております。</p>
<p>・本日まで参加されている方で、受任されている方の割合は？                      ・成年後見制度を利用促進させたい一方で、誰もが市民後見人になりうるができることで、今まででトラブルに発展した事例はあるのでしょうか。途中で解任・財産を管理できる立場におかれるので、その未然防止策などがあれば知りたいです。</p>		HP		<p>・本日まで参加いただいたバンク登録者の中で、活動されている方の割合は14%程度です。7人に1人の方が受任されていることとなります。                      ・定期的な専門相談で、収支の状況を確認しておりますので、解任など、大きなトラブルは発生したことはありません。何かあればご不安なことがあれば、ご相談いただいております。</p>
<p>・一度、市民後見人を選任すると、単独で障がいその後見人が担当する制度になっているが、途中で後見人を変更する場合はないか(本人と合わないなど)                      ・障害を持つ子の親亡き後が社会で課題になっているが、市民後見人の見直しにより改善できないか。</p>		HP		<p>・病気などのやむを得ない事情等で市民後見人が交代することはあります。                      ・今後、成年後見制度等の改正もあります。社会的課題への対応も含め、検討をしていきたいと考えております。</p>